

平成26年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 三重県行財政改革取組について
 - (1) 平成25年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について 1
 - (2) 多様な財源確保策について 5
- 2 みえ森と緑の県民税について 13
- 3 平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果（総務部関係）について . . . 19
- 4 平成25年度包括外部監査結果について 31
- 5 地方職員共済組合の宿泊施設「榊原保養所 神湯館」の売却について 53
- 6 審議会等の審議状況について
 - (1) 三重県公益認定等審議会 55

(別冊1) 平成25年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績

(別冊2) 県庁舎等施設保全マニュアル

平成26年3月13日
総 務 部

◎所管事項

1 三重県行財政改革取組について

(1) 平成 25 年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、昨年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、昨年度達成済みの取組（22 取組）も含め、別冊 1 のとおり取りまとめました。

なお、1 月末時点で取りまとめているため、2 月以降の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の状況

(1) 人づくりの改革

① 「三重県職員人づくり基本方針」の策定（別冊 1 番号 1）

平成 24 年 12 月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、今年度から、研修体系の見直し、OJT（仕事を通じた人材育成）の体制整備と支援研修実施、コンプライアンスの日常化などに係る具体的な取組を実施し、本方針を本格運用しました。

② 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり（別冊 1 番号 6）

「三重県職員人づくり基本方針」に基づき平成 25 年 3 月に策定した新たな職員研修計画により、法制執務研修や企画力向上研修など、職員に必要な能力の磨き上げを効率的・効果的に行うブラッシュアップ研修を実施しました。

③ 新たな研修体系の構築と研修の充実（別冊 1 番号 7）

新たな職員研修計画で研修体系を構築するとともに、本計画に基づき、県民の皆さんに成果をより届けるために必要な能力、スキルなどの開発が効果的にできるよう、OJTリーダー研修や新任所属長研修などを実施しました。

(2) 財政運営の改革

① 個人住民税の徴収対策の推進 (別冊1 番号13)

個人住民税の滞納の未然防止の観点から、特別徴収制度の周知活動に取り組むとともに、県内全市町が平成26年度からの法令に基づく特別徴収制度の徹底に合意し、平成25年10月に新たに指定する予定の事業所に「指定予告通知書」を知事・各市町長の連名で送付しました。

また、個人住民税の未済額を縮減するため、県の滞納整理ノウハウを市町と共有しながら、県による直接徴収を県と市町が連携をして、滞納処分を前提とした滞納整理を組織的に実施しました。

② 県民が納税しやすい環境の整備 (別冊1 番号15)

平成26年5月からのクレジット納税実施に向けて、指定代理納付者の選定、総合税システムの改修及びクレジット納税についてのPRを行いました。

自動車税を含む自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の導入については、全国的な導入状況や車体課税にかかる税制改正の動向等を踏まえながら、継続して実施に向けた検討を行いました。

③ 多様な財源確保策の導入 (別冊1 番号16)

県有施設へのネーミングライツについて、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に、昨年度実施した企業等へのアンケート調査を踏まえ、さらに個別に企業等に対する聞き取りや、施設への協賛金への影響等の確認を行いました。導入にかかるメリット・デメリット等をあらためて整理し、今年度中に上記3施設を中心に、施設ごとに導入の可否や、導入する場合の導入時期及び金額等について決定します。

公用車広告について、今年度は、本庁の集中管理公用車に加え、地域庁舎が所管する公用車に広告掲載を拡大し、7庁舎で所管する公用車に広告を掲載しました。

県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入については、一般社団法人フォレストック協会を通じて、県行造林が吸収するCO₂を企業等へ販売しました。

④ ふるさと納税の推進 (別冊1 番号18)

ふるさと納税制度の周知として各部局のイベントや三重テラスでの広報活動、新聞広告等を実施するとともに、寄附していただきやすい環境づくりとして昨年度導入した、インターネット環境における「クレジットカード収納、ペイジー収納、コンビニ収納」システムの周知など利用拡大を推進しました。

⑤ 庁舎など県有施設の長寿命化（別冊1 番号23）

施設保全コストの平準化・縮減を図るため、平成25年3月に策定した「県庁舎等適正保全指針」に基づき、今年度から、「県庁舎等施設保全マニュアル」による日常点検の試行や、不具合・修繕履歴等保全情報データの蓄積等を図るなど、本指針を本格運用しました。

（3） 仕組みの改革

① 政策を推進するための新たな仕組みの構築（別冊1 番号24）

昨年度に構築した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を今年度から本格的に運用し、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価（Check）、改善（Act）し、確実に次年度の計画（Plan）につなげました。

また、運用状況について、各部局と連携し、検証を行うとともに、効果的なマネジメントシステムとなるよう必要な見直しを行いました。

② 政策評価（SEE）の仕組みの見直し（別冊1 番号25）

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」で導入したオールインワンシステムの事業マネジメントシートを活用し、毎年度の成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめた「平成25年版成果レポート」を公表しました。

また、改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、外部有識者からの意見を聴き取る「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、いただいた意見等を今後の事業展開の参考にするとともに、平成26年度当初予算に反映しました。

③ 組織運営の見直し（別冊1 番号30）

「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、新たな人材育成に取り組んでいくことと併せて、これまでのフラット制による組織運営の見直しを実施するとともに、本庁に「課長補佐」「班長」「班長代理」の職を置くなど、業務実施の基本を「個人」から「組織」に改め、人材の育成やチェック機能を強化しました。

④ 外郭団体等の見直し（別冊1 番号31～33）

平成25年3月に策定した「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、個別団体のあり方及び県関与の見直しについて、所管部局による団体等との調整を行い、各団体が必要な見直しに取り組みました。

公益法人制度改革などの制度的な改革に合わせて、公益法人における公益性と安定経営との両立などに関する視点から団体経営評価について評価項目や評価様式等について見直しを行い、経営評価を実施しました。

⑤ 民間活力の導入に関する新たな指針の策定（別冊1 番号34）

平成25年3月に策定した「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、今年度から「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」における事業マネジメントシートを通じ、各事務事業の民間活力の活用のあり方を検討するなど、本ガイドラインを本格的に運用しました。

2 達成割合と今後の進行管理

「みえ県民力ビジョン・行動計画」における「行政運営の取組」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」について、今年度は52の具体的取組のうち、昨年度達成済みの22取組を含め71%（今年度15取組）の達成割合を目標値としていましたが、それを上回る76%（今年度18取組）の達成割合となる見込みです。

今後の進行管理について、達成度が「継続」の取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行うとともに、年次計画を策定し着実な推進を図ります。また、既に「達成済」及び「達成」見込みの取組においても、定期的の実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上に努めます。

(2) 多様な財源確保策について

三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策として、以下の多様な財源確保策の導入について取り組んでいます。

1 ネーミングライツについて

これまで三重県営鈴鹿スポーツガーデン（以下、「スポーツガーデン」という。）、三重県営サンアリーナ（以下、「サンアリーナ」という。）、三重県文化会館（以下、「文化会館」という。）の3施設を中心に、各施設を所管する部局が、募集条件の検討を行ってきました。

施設ごとの検討結果等については、以下のとおりです。

【スポーツガーデン】

① 検討結果

企業に対する聴き取りや、他県の状況を踏まえ検討してきた結果、募集条件等が整ったため、スポーツガーデンについてネーミングライツを導入することとします。

なお、三重県営総合競技場（以下、「総合競技場」という。）については、これまで改修工事のため、平成30年度までの工事期間中は施設を休止する可能性がありましたが、継続して施設利用ができるよう工事内容の検討を進めた結果、メイン競技場と補助競技場の改修を段階的に行うことにより、施設を休止することなく改修できる見込みとなりました。

このため、これまでネーミングライツの対象外施設としていましたが、対象施設とすることが可能になりました。

また、聴き取りを行った企業から、スポーツガーデンだけでなく、総合競技場に対して関心を示す意見もいただいたため、スポーツガーデン及び総合競技場を対象施設として、ネーミングライツの導入を図っていきます。

② 募集条件の概要

スポーツガーデン、総合競技場の両施設を一括して募集しますが、それぞれの施設ごとに応募いただくことも可能とします。

また、募集にあたり、契約の下限額については、他県の類似施設の例、両施設の利用者数、企業に対する聴き取り結果などを勘案し、スポーツガーデン、総合競技場をそれぞれ年間5,000千円とし、両施設に一括して応募いただく場合は年間10,000千円とします。

契約期間は原則3～5年とします。

③ 今後の予定

平成26年4月からネーミングライツの募集を開始する予定です。

なお、他の財源確保策として、スポーツガーデン内の水泳場及び体育館に設置した広告枠(1.5m×4m)について、去る2月18日に募集を開始したところです。

【サンアリーナ】

① 検討結果

企業等への聴き取りを行った結果、ネーミングライツの命名権料等の募集条件において、企業等とのかい離が大きく、現時点で導入の可否の判断は難しいと考えています。

② 今後の対応

引き続き、社会情勢や経済情勢、スポーツガーデン等のネーミングライツの導入状況も鑑みつつ、次期指定管理導入時期を目処に、ネーミングライツ導入について検討を行ってまいります。

また、同施設内への広告看板の掲出など、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めてまいります。

【文化会館】

① 検討結果

企業等への聴き取りや、施設に対する協賛金への影響等の確認を行った結果、ネーミングライツの命名権料等の募集条件において、企業等とのかい離が大きいに加え、導入した場合には、協賛金の減額や取りやめの可能性が高いため、ネーミングライツの導入については、見送ることとします。

② 今後の対応

今後は、既存の協賛制度の維持を前提に、ネーミングライツ以外の財源確保策について、検討を進めてまいります。

2 公用車への広告掲載について

＜取組状況＞

平成24年度から本庁公用車への広告掲載事業を開始しました。

平成24年度収入額(11月～) 470,000円(43台、7者の広告主)

平成25年度から、本庁に加えて地域庁舎(四日市庁舎外6庁舎)が所管する公用車に広告掲載を拡大しました。

平成25年度収入見込額 1,348,000円(67台、13者の広告主)

うち本庁分 1,182,000円(43台、7者の広告主)

うち地域庁舎分(平成25年12月から順次導入)

166,000円(24台、6者の広告主)

※本庁分については、平成24年度の広告主がすべて継続掲載

＜今後の取組＞

次年度以降も、広告主に対する継続掲載の意向確認や、募集枠のある場合の広告主募集など、事業を継続してまいります。

3 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入について

<取組状況>

県行造林の森林管理等によるCO₂吸収量を、カーボン・オフセット（企業等が排出するCO₂との相殺）に用いるため、平成24年11月にオフセット・クレジットの認証を取得しました。その後、一般社団法人フォレストック協会を通じて、企業等への販売を行ってきました。

平成24年度収入額：48,825円（CO₂吸収量31t分）

平成25年度収入見込額：149,625円（CO₂吸収量95t分）

<今後の取組>

収入額が少額にとどまっていることから、収入拡大につなげるため、一般社団法人フォレストック協会と協力して、企業等への販売活動を進めていきたいと考えています。

4 その他の財源確保策について

<取組状況と今後の取組>

これまでも県ホームページ等へのバナー広告、自動車税納税通知書封筒や共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに取り組んできたところですが、「三重県行財政改革取組」の策定以降、対象箇所の拡大などさらに多様な財源確保策に取り組んでいるところです。（別添一覧表のとおり）

その他の財源確保策の取組一覧表

現在実施しているもの

(平成26年1月31日時点)

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※1
広告収入	ホームページ バナーへの 広告掲出	三重県ホーム ページ	・平成18年7月から実施 ・50千円/枠・月、平成25年度下半期16社、 契約は月単位(平成25年度下半期は6か月契約) 募集枠10枠→15枠(H23.4~)→18枠(H25.4~) ※募集枠を満たしていないため、現在も募集中	9,500	9,000	
		県立図書館 ホームページ	・平成19年8月から実施 ・5千円/枠・月、3社、月単位で契約可能 募集枠6枠(H19.8~) ※6か月以上12か月未満、12か月の掲載の場合、広 告掲載料の割引特典あり	82	132	
		三重県水産研 究所ホーム ページ	・平成20年10月から実施 ・20千円/枠・月、現在応募なし(現在も募集中) 募集枠4枠(H20.10~)	0	0	
		「三重の環 境」ホーム ページ	・平成20年12月から実施 ・10千円/枠・月、1社、月単位で契約可能 募集枠3枠(H20.12~) ※広告掲載料30千円/枠・月→10千円・月(H23.8 ~)	145	204	
		教育委員会 ホームページ	・平成25年4月から実施 ・240千円/枠・年、4社、半年契約 ・240千円×3社=720千円 ・120千円×1社=120千円	—	840	○
	公共施設の 広告掲出	三重県本庁舎 県民ホール内 へのポスター 広告掲出	・平成21年1月から実施 ・県民ホール内にポスターボードを5枠設置(ポス ターの掲出) ・5千円/枠・月、4社、月単位契約	175	125	
		県営サンア リーナの県内 産間伐材使用 ベンチへの広 告掲出	・平成21年8月から実施 ・4枠設置 ・3千円/枠・月、1社、3年契約	144	144	
		三重県運転免 許センター内 へのポスター 広告掲出	・平成25年5月から実施 ・エントランスロビーにポスターボードを設置し、 広告主を公募 ・月額8,000円/枠・11ヶ月、5枠、単年契約	—	440	○
		バスポートセ ンター待合所 内でのパンフ レットスタン ド設置による 広告	・平成25年9月から実施 ・待合所にパンフレットスタンドを1台設置し、広 告主を公募 ・1台10,000円/月 ・9月、11月~3月実施	—	60	○

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※1
広告収入	印刷物への 広告掲載	自動車税納税 通知書封筒	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年5月から実施 自動車税納税通知書封筒の裏面折り返し部分に広告を掲載 210千円/枠、1社、単年契約（H25年度実績） 募集枠1枠 ※広告数 約53万枚 	210	210	
		共通使用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月から実施 共通使用封筒の裏面に広告を掲載 276,600円/枠・年、3社、単年契約 募集枠3枠 ※H24年度は2枠、H25年度は3枠応募 ※1枠単価はその年の発行封筒数により異なる 	664	830	
		「三重の労働」への広告 掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年5月から実施 広報紙「三重の労働」に広告を掲載 10千円/枠・回、3社、半年契約 募集枠5枠 ※年4回発行（年2回募集（発行回数2回ずつ）） ※H24年度（前期2枠、後期3枠）、H25年度（前期3枠、後期3枠） 	150	120	
		県広報紙への 広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月から実施 県広報紙「県政だよりみえ」に広告を掲載 5,271千円/枠・年、1社、単年契約 募集枠2枠 ※発行部数 約72万部 ※平成25年度収入見込額は、6～3月号までの10か月分 ※平成26年度からは、データ放送移行により各戸配布を廃止し、施設配置とするため縮小の予定 	6,300	5,271	
		総合防災訓練 パンフレット への広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月から実施 総合防災訓練（年2回）への協賛の募集を行うとともに、パンフレットに広告を掲載 （小枠）6千円/枠、27件（26社）、単年契約 （大枠）30千円/枠、11件（10社）、単年契約 ※協賛金額は任意 	636	492	
自動販売機	①自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札の導入	本庁舎・栄町庁舎への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月から実施 2,826,666円/年（2台）、3年契約 	1,200	2,826	
		草の刈りハビリテーションセンターへの設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 378,000円/年（1台）、3年契約 	378	378	
		小児心療センターあすなる学園への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 251,428円/年（2台）、3年契約 	251	251	
		人権センターへの設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 211,200円/年（2台）、3年契約 	211	211	

（※1）三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※1
自動販売機	①自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札の導入	農業研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・726,400円/年(1台)、3年契約	726	726	
		農業研究所(花植木研究課)への設置	・平成23年4月から実施 ・194,400円/年(1台)、3年契約	194	194	
		農業大学校への設置	・平成23年4月から実施 ・75,750円/年(1台)、3年契約	75	75	
		畜産研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・7,143円/年(1台)、3年契約	7	7	
		工業研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・535,500円/年(1台)、3年契約	535	535	
		志摩庁舎への設置	・平成23年4月から実施 ・388,500円/年(1台)、3年契約	379	388	
		高須町公園オートキャンプ場への設置	・平成24年4月から実施 ・7,000円/年(2台)、3年契約	7	7	
		警察施設への設置	・平成23年4月から実施 ・契約額合計 99,429,132円、34台、3年契約	33,192	33,192	
		県立学校への設置	・平成23年4月以降実施 ・契約額合計 121,860,455円、118台、3年契約ほか	37,433	39,144	
	こころの医療センターへの設置	・平成24年4月から実施 ・1,711,150円/年(6台)、3年契約	1,711	1,711		
	②自動販売機の新規設置	総合教育センターへの設置	・平成24年4月から実施 ・330,000円/年(1台)、3年契約	330	330	○
		鈴鹿青少年センターへの設置	・平成25年4月から実施 ・1,151,500円/年(4台)、3年契約	—	1,151	○
		熊野少年自然の家への設置	・平成25年4月から実施 ・258,440円/年(1台)、3年契約	—	258	○
県立学校への設置		・平成24年7月から実施 ・契約額合計5,609,999円、2台、2年9か月契約	1,530	2,040	○	
	・平成26年1月から実施 ・契約額合計4,482,826円、2台、2年3か月契約	—	481	○		

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※1
その他	新県立博物館にかかる取組	寄附・協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月から実施 ・博物館の活動に対する寄附 ・企業パートナーシップ制度（一定額の年会費を支払うことで、博物館の利用等に係る特典を受けることができる） ・コーポレーション・デー（任意の日に一定額を協賛することで、企業名を宣伝（〇〇㈱デー）したり、広報資料の配付などができる） 	—	39,450	○
合 計				96,165	141,223	
うち三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取組んだものの小計				1,860	45,050	

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取組んだものに○をつけています。

その他の財源確保策の取組一覧表

(平成26年1月31日時点)

今後実施するもの

取組項目	取組内容	取組箇所等	検討状況
広告収入	公共施設への 広告掲出	県営スポーツ 施設への広告	・募集に向け準備中
自動販売機	①自動販売機 設置者の選定 に係る一般競 争入札の導入	県立学校への 設置	・一般競争入札を新たに導入する学校の拡大

導入に向け検討しているもの

取組項目	取組内容	取組箇所等	検討状況
広告収入	ホームページ バナーへの広 告掲出	防災対策部 ホームページ (防災みえ.jp)	・災害時には、多くの情報を見やすく掲載する必要があること、必要な情報が迅速に得られる必要があること等の特殊性を考慮しなければならないため、継続検討中
	公共施設への 広告掲出	三重県民の森 への広告掲出	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定(更新)時に導入を検討
		三重県上野森 林公園への広 告掲出	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定(更新)時に導入を検討
自動販売機	①自動販売機 設置者の選定 に係る一般競 争入札の導入	一志病院への 設置	・次期契約見直し時に、契約形態の見直しも含め検討予定
		三重県民の森 への設置	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定(更新)時に導入を検討
		三重県上野森 林公園への設 置	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定(更新)時に導入を検討
その他	新県立博物館 にかかる取組	発送用封筒へ の広告 発行物等への 広告 自動販売機の 設置 資料利用収入 等	・開館前年(平成25年度)までに制度設計を行い、開館時(平成26年度)からの導入を目指す

2 みえ森と緑の県民税について

1 市町の税務部門との連携について

「みえ森と緑の県民税」の賦課徴収の仕組みは県民税の超過課税方式となっています。特に、個人分は、市町が住民税として個人県民税均等割に上乗せして賦課徴収することから、市町との連携は非常に重要となっています。

(1) 市町への説明について

各県税事務所管内に設置された地域税収確保対策会議などを利用し、森林づくりに関する税検討委員会での検討時点から情報提供を行い、税制度への理解と協力を依頼してきました。さらに、条例制定後の平成 25 年 4 月以降は、地域税収確保対策会議だけでなく、市長会定例会や町村会理事会・意見交換会、市議会議長会定期総会や町村議会議長会理事会・意見交換会など、あらゆる機会を捉えて、条例の内容や制度の詳細な説明を行ったところです。

また、12 月には地域ごとに、2 月には県内 3 会場で市町の税務部門職員の方を対象に、納税者からの問い合わせに対応していただくための想定問答集の説明を行いました。

(2) 市町の負担軽減について

市町の課税窓口の負担軽減を目的とし、前述の想定問答集の作成及び説明のほか、県への問い合わせについては、「みえ森と緑の県民税」の相談窓口を本庁、県税事務所を設置し、ホームページにより周知、対応しています。今後は、5 月に広く県内の納税者に届けられる自動車税納税通知にチラシを同封するなどの周知を行う予定です。

また、市町の財政的負担の軽減を目的とし、市町の税務電算システムの改修経費等に対し、「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」により支援することとしており、各地域で開催された地域税収確保対策会議などにおいて、交付金制度の詳細について説明を行いました。

「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」の概要

① 目的

この税を導入するにあたり、賦課徴収を行う市町に税務システム改修経費等が発生することから、市町に対して交付金を交付する。

② 交付対象

税務システム改修に要する経費

納税者に対する広報経費相当額（通知書へのチラシ封入経費相当額等）

③ 交付金額

実際に要した経費又は相当額

2 県民等への周知について

(1) これまでの取組状況

県民の皆さんへ税導入をお知らせするため、県政だよりや新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオなどの多様な媒体を使った広報活動のほか、イベントや主婦層をターゲットにしたショッピングセンターでの周知活動等を行い、さまざまな層への浸透を図っています。

平成25年11月から1月の主な取り組みとしては、メッセウイング・みえで開催された「プレ三重県民 大縁会 ～縁ジョイ！みえの地域づくり～」でのブース開設、伊勢新聞への広告掲載の他、新たに、三重交通株式会社路線バスにバスマスク広告の掲出や広報用CMの放映など、多様な周知を実施しております。

また、税務署と連携して開催した「税を考える週間」イベントにおいて、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行い、納税者の方が税の用途を具体的に理解できるような工夫をした周知活動を実施したところです。

経済団体や市町の広報誌への記事掲載等については、これまでに73件でご協力いただいております。市町広報誌については全ての市町で掲載いただく予定です。

さらに、税の導入目的や用途、課税内容についての理解を深めるため、県職員が地域の集会や団体等の会議に参加させていただき、税制度の説明をこれまで232回実施しています。

(2) 今後の取組

税導入直前の2月、3月を集中周知期間としており、新たに始まった県政だよりデータ放送版2月号への記事掲載や県政だより3月号での特集記事の掲載、県内主要駅(35駅)へのポスター掲示やケーブルテレビでの広報CMの放映(9局316回)、ラジオスポットCM(放送回数75回)を実施するなど周知活動を強化していきます。

税導入後の平成26年4月以降についても、さらに幅広く県民の皆さんに税の理解を深めていただけるよう、新たに映画館でのCMを計画しています。このほかにも、引き続き県や市町の施設、コンビニエンスストア、主要駅等でのポスターの掲出、イベントでの広報、自動車税納税通知へのチラシの同封などを実施して、県民の皆さんへの周知を図ります。

市町の税務部門との連携について

1 市町への説明について

(1) 市町長への説明状況

① 市長会定例会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
- 平成24年11月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 町村会理事会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

③ 県と市町の地域づくり連携・協働協議会での説明

- 平成25年 3月 みえ森と緑の県民税について

(2) 市町議会議長への説明状況

① 町村議会議長会での説明

- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 市議会議長会での説明

- 平成25年 5月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

(3) 市町税務部門への説明状況

① 検討状況地区説明会(7ヶ所)での説明

- 平成24年 6月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

② 都市税務協議会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等
- 平成25年 8月 みえ森と緑の県民税条例等について

③ 税務担当課長個別訪問(29市町)での説明

- 平成24年 8月 答申(森林づくりに関する税検討委員会報告書)等

④ 三重県地方税収確保対策連絡協議会、地域税収確保対策会議(8ヶ所)での説明等

- 平成24年 7月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等
- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 2月 森林づくりのための税の広報活動等について
- 平成25年4~5月 みえ森と緑の県民税条例等について
- 平成25年8~9月 導入準備費交付金等について
- 平成25年11~12月 想定問答等について
- 平成26年2月 周知状況、窓口対応等について

⑤ 市町担当者会議での説明

- 平成26年2月 想定問答等について

2 市町の負担軽減について

(1) みえ森と緑の県民税導入準備費交付金制度創設

① 税務システム改修経費

税務システム改修に要する経費

② 納税者に対する広報経費相当額

市町が送付する個人住民税の納税通知書等にチラシを同封いただく経費など

(2) 市町窓口への問合せに関するQ&A作成

(3) 県税事務所に相談窓口の設置

みえ森と緑の県民税の広報実績（平成 25 年度）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月末）

1 紙面による広報

（1）新聞記事

「毎日新聞」

4 月 3 日三重県版「なるほドリ 三重」で記事採用

1 0 月 2 日三重県版「三重～る経済」で記事採用

「中日新聞」

1 0 月 1 9 日三重県版「三重のもりづくり月間」企画記事面に広告掲載

「伊勢新聞」

1 2 月 2 7 日全面広告を掲載

1 月 1 日伊勢新聞社長・知事紙面对談記事に掲載

1 月 5 日「森林支える社会づくりへ」記事掲載

「伊勢新聞・読売新聞・中日新聞・毎日新聞・朝日新聞・産経新聞」

1 0 月 1 0 日または 1 1 日に 5 段広告掲載

（2）フリーペーパーへの広告掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー 7 紙に広告を掲載しました。

「ぼろん、よっかいち ai、ベルブ、つうーぴーす、ふぁみんぐ、イセラ、リーガ」

計 4 8 万部 各紙 5 月号

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

「i してる」 2 万 5 千部 5 月号

- ・ 東紀州地域で各戸・店舗配布が始まったフリーペーパーに広告を掲載しました。

「からっと club」 2 万 2 千部 7 月号（創刊号）

（3）広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載

県政だより 5 月号・7 月号・1 2 月号

（4）経済団体、市町等の協力

- ・ 経済団体等の協力による会報記事掲載 1 4 件
- ・ 市町の協力による会報記事掲載 2 2 件（2 0 市町）
- ・ 経済団体等の協力によるチラシ配布 3 6 件
- ・ 市町等の協力によるチラシ配布 1 件

（5）チラシ・ポスター

- ・ チラシを市町や県庁舎の他、コンビニエンスストアやショッピングセンター等への配架及びイベント等で配布しました。 約 1 0 万部
- ・ ポスターを市町や県庁舎等の他、道の駅やコンビニエンスストア、ショッピングセンター等に掲示しました。 約 1, 9 0 0 枚

(6) その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内のコンビニエンスストアやショッピングセンター等に配架しました。
平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月 累計 33,435 部

2 テレビによる広報

- ・ 東海テレビの番組で取り上げられました。
5 月 2 日放送、夕方ニュース番組内で 10 分間 シリーズ「森は生き
ている」
- ・ 三重テレビ 6 月 21 日、1 月 3 日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- ・ 三重テレビ 11 月 8 日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「もっと安全ほっと安心」
- ・ 三重テレビ 7 月 12 日～7 月 30 日
全国高等学校野球三重大会放送時の 15 秒スポット CM 放送 15 回
- ・ 松阪市行政チャンネル 1 月 24 日から 1 週間程度
3 分間の「みえ森と緑の県民税」広報用 CM 放映

3 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM 三重 番組内での告知 8 回
東海ラジオ 番組内での告知 4 回
CBC ラジオ 番組内での告知 2 回

4 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計 232 回 9,853 人

(2) イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計 215 回 39,434 人

5 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- ・ 全国高等学校野球三重大会放送時の 15 秒スポット CM 映像を随時県民ホールで放映しました。
- ・ 県庁玄関ホール液晶モニターにて PR 画像を随時放映しました。
- ・ 各県庁舎において懸垂幕を掲出しました。
- ・ 「税を考える週間」のイベントで、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行いました。

3 平成 24 年度包括外部監査結果に対する対応結果（総務部関係）について

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
1. 外部監査の結果－総括的意見－		
1. 公有財産台帳への登録もれ・誤りについて (1) 台帳登録に関する業務処理統制上の問題点		
① 登録もれ・誤りの防止体制の運用及び発見体制の整備の不備【意見】		
<p>担当者レベルでの登録誤りを防止する仕組みが有効に運用されておらず、また登録もれを発見する仕組みが不十分であるため、台帳登録の正確性や網羅性について責任を有する所管課等の長が決裁前にそれらが発見することは困難になっているものと考えられる。</p> <p>登録誤りの防止のためには、複数担当者による二重チェックを行うなどの適切な運用が必要であるとともに、登録もれを発見するためには、工事等の決裁に際して決裁項目の一つに台帳登録が必要か否かを追加することや、決裁もしくは工事に関する報告書と台帳との照合を行うなどの検討が必要である。</p> <p>また、管財課においては、各課等から送付されてくる登録データについて、取りまとめて承認している。これについては、たとえば各課等から登録データとともに関連書類を提出させ照合する、あるいは工事請負費（第 15 節）や公有財産購入費（第 17 節）といった歳出データとの間に重要な差異がないかチェックする、といった仕組みの検討が必要である。</p>	<p>平成 23 年度に策定した「みえ県有財産利活用方針」に基づき、公有財産台帳への適切な登録を進めるため、平成 24 年度から県有財産等自己点検を全庁で実施しており、その際に登録誤り等がないか点検しています。各部局から管財課への報告時には、公有財産台帳と根拠となる関連書類の提出を求め、記載内容を確認の上公有財産管理システムにおいて承認を実施しています。</p> <p>歳出データとのチェックの仕組みについては、将来のシステム改修の際に検討していきます。</p>	総務部
② 改修工事等の公有財産台帳の記入要領（ルール）の周知不足【意見】		
<p>改修工事等については「公有財産記入要領」において、100 万円未満の軽微な修繕を除き台帳登録する必要があるとされているが、これらの登録もれが各課等で見受けられた。その原因の一つとしては、担当者が一定の場合に改修工事等の登録が必要であることを認識していないことにある。</p> <p>公有財産台帳の管理責任を有する管財課の各課等に対する周知が不足していると考えられるため、管財課における各課等への周知を適時に行うことが望まれる。</p>	<p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等については、定期報告依頼時の通知文や、公有財産管理システムログインページに、リンクを張る等して周知しており、100 万円以上改修工事の登録の必要性についても、時期に応じ、システムログインページに周知文を掲載しています。</p> <p>さらに、平成 24 年度から県有財産等自己点検を全庁で実施しており、その際にも登録もれ等がないか点検しています。</p>	総務部

<p>③ 速やかな異動登録の必要性【意見】</p> <p>施設（建物）の取壊しに際して公有財産台帳への登録もれが散見された。これは、年度中に施設（建物）の取壊しが行われた場合にも、台帳への異動登録は年度末に一括して実施することが多いため、年度末に異動登録を失念していることに起因するものと考えられる。</p> <p>公有財産規則第 35 条では、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しを管財課長に報告することになっており、取壊しが行われた都度、速やかに台帳登録を実施することが望まれる。</p>	<p>台帳記載事項に変更があった場合は、異動報告を速やかに行うよう、システムログインページに掲載するほか、文書等で周知徹底しています。</p> <p>異動登録もれ防止のためには、歳出データと連携した確認の仕組みを構築することが有効であると考えられるため、将来のシステム改修の際に検討していきます。</p>	総務部
<p>(2) 公有財産規則上の問題点【意見】</p> <p>公有財産の管理について、管財課としては、各課等が提出する台帳データは各課等が管理しているものであって、管財課はそれを取りまとめる責任を負っているのみという認識がある。各課等が所管する公有財産の用益管理、財務管理は第一義的には、所管する課等が負っていると考えられるが、(1) で述べたチェック体制の不備やルールの周知不足を解消し、県の公有財産全体をより適切に管理するためには、公有財産全般について管財課が財務管理についての責任を負うべきであると考えられ、必要であればその旨を明確とするよう公有財産規則の改正等を検討されたい。</p>	<p>個々の公有財産の台帳管理は、財産の状況を最もよく把握できる各課等で行うことが効率的と考えます。</p> <p>各所属が登録もれの有無などを点検する機会となることも目的として、平成 24 年度から、現場において確認を行うことができるチェックリストを作成し、県有財産等自己点検を実施しています。</p> <p>また、各部局の状況に応じたチェック体制の適切な整備及びルール等に関し、財産の自己点検説明会等の会議の場で周知しています。</p>	総務部
<p>2. 公有財産台帳への登録ルールについて</p>		
<p>(1) 付随費用の反映（意見）</p>		
<p>公有財産規則第 31 条において、公有財産台帳に登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格とされ、たとえば建物等の施設を建設した場合、工事請負費のみが購入価格と解され、台帳価格として登録されている。</p> <p>しかし、固定資産を取得した場合に台帳に登録すべき固定資産の取得価額には、該当する工事請負費のほか、その工事にかかる付随費用も含めることが適切である。</p> <p>付随費用とは、①取得のために直接要した費用（たとえば、引取運賃、荷役費、購入手数料、関税等）②事業の用に供するために直接要した費用（たとえば、搬入費、据付費、試運転費等）のことをいう。</p> <p>第 13 節（委託料）において支出される実施設計委託料や工事監理委託料も①に含まれるものと考えられるため、こうした項目について網羅的に固定資産本体工事価額に含めて計上する体制を整備することを検討されたい。</p> <p>また、取得にあたり発生した前所有者の移転費用に係る補償費についても、①に含まれるものとして含めるべきものであるため、これらを網羅的に把握して計上する体制を整備することも検討する必要がある。</p>	<p>固定資産を取得した場合、公有財産台帳に登録すべき取得価格に付随費用を含めることについては、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、今後新地方公会計制度を導入する際に、国及び他府県等の動向を踏まえた上で改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。</p>	総務部

(2) 資本的支出と収益的支出（修繕費）の区分（意見）

改修工事においては、従来の建物等の機能や耐用年数の向上をもたらす支出（資本的支出）が、当該機能を維持させるにとどまる支出（修繕費）の中に混在することがある。前者は資産計上すべきものであり、後者は費用計上すべきものである。

公有財産規則上は明示がないものの、「公有財産台帳記入要領」によって、建物及び工作物について、増築のほか修繕や模様替えを行った場合における台帳価格の取扱いを別途定めており、この中には、100万円以上の修繕や模様替えに係る工事費が含まれている。これは、取得後の公有財産にかかる支出について、こうした資本的支出による財産的価値の向上の実態を簡便的に公有財産価格に反映させようとする措置であると推測される。

ただし、その算出方法は、以下のように機械的に除却費の仮定を置くものであり、また算定過程が複雑でもあるため、各課等において十分に周知徹底されていない状況にあった。

増築等工事費 － （除却工事費＋除却古材費※）

※除却古材費＝除却工事費×10/100

なお、建物の延面積に増減がない場合で、台帳価格の割未満かつ100万円未満の場合は記入を要しない。

これについては、算定範囲や算定方法のルールを再構築していくことが適切であると考えられる。

改修工事における公有財産台帳への登録ルールに関しては、現在公有財産規則に基づいて行われています。監査人意見にある台帳価格の取扱いについては、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、今後、新地方公会計制度を導入する際、国及び他府県等の動向を踏まえた上で、算定範囲や算定方法のルールを検討する等、改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。

総務部

(3) 建設途上にある固定資産の登録体制の構築（意見）

たとえば、防災対策部における平成23年度の工事請負費の一つである「三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系）：平成23年度支出額827,321千円」は、平成23年度から平成25年度までの3カ年計画で整備が行われる公有財産であるが、当該公有財産は工事完了となる平成25年度における公有財産台帳の登録を行う予定であり、平成23年度の公有財産台帳への登録はなされない。

しかし、新地方公会計制度の導入を前提とすると、公費の支出と公有財産の増加は一对のものとして認識される必要がある。また、これにより、登録もれ、誤りの防止により適切な財産金額の把握に資するといえる。よって、このような複数年に渡る工事請負費も支出毎に公有財産台帳等への登録を行う体制を整備することが適切である。

建設途上にある固定資産の公有財産台帳への登録は、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、今後、新地方公会計制度導入の際、国及び他府県等の動向を踏まえた上で改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。

総務部

(4) 不動産投資事業を活用した財産の管理（意見）

教育委員会事務局及び警察本部において、共済組合の不動産投資事業を活用した財産の取得がある。いわゆる投資不動産方式と言われるものであり、共済組合が建設した住宅等の施設を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金を割賦で支払う方式であり、当該施設の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになり、その所有権が県に移転するのは、譲渡代金の支払が完了したときである。

共済組合との譲渡契約による支払期間は14年から23年という長期間にわたるが、所有権が移転するまでは公有財産台帳又は教育財産台帳に登録されない現行のルールにおいては、当該施設はその間、公有財産台帳等に反映されていないことになる。

しかし、当該施設の維持修繕のための費用等は県の負担とされており、実質的に所有しているのと同じ状況にあると考えられる。

したがって、県においても所有権の移転はなくとも、実質的に県が所有しているといえる施設については、支払期間中であっても公有財産に準じて別途管理台帳を作成し、管理する必要があると考えられる。

平成25年1月8日付け新通知「借受財産の適正な管理について」により、借受財産台帳の整備を義務付け、管財課長へ契約書の写しを添えて報告することとし、管財課において、借受財産の状況把握を以前にも増して的確に行っています。

総務部

(5) 減価償却制度の構築による管理会計的手法の導入の検討（意見）

新地方公会計上必要となる固定資産管理と、現行制度上の公有財産管理を両立するにあたり課題の一つとなるのが、土地以外の償却資産に対する減価償却制度の適用である。減価償却とは、固定資産の取得原価を当該資産の耐用年数にわたり定期的に費用として配分する手続である。

現行では新地方公会計制度を導入した財務諸表を作成する段階に入っていないため、これを時期尚早と考える向きもあると思われるが、「利活用方針」にも定められているライフサイクルコストの平準化・縮減のための「県有施設適正保全計画（仮称）」を実際に活用可能なものとして策定するにあたっては、この減価償却制度を公有財産管理システム上において構築することが、施設のライフサイクルコストの分析やシミュレーションといった管理会計的手法の導入に関して極めて有効である点を強調しておきたい。

また、現状の公有財産台帳データにおける土地以外の償却資産について、公有財産の金額（「第2公有財産に関する概要」参照）は、減価償却が実施されておらず、過去の取得原価の積上げに過ぎないため、財産価値が過大に表示されているという問題もある。

県が保有している建物等の公有財産について耐用年数を決めるとともに、減価償却制度の導入を検討する必要がある。

建物等の資産に対する減価償却制度の導入は、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、公有財産管理システムの大幅な改修を要することから、今後、新地方公会計制度導入の際に、国及び他府県等の動向を踏まえた上で改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。

総務部

3. 普通財産の一元的管理体制の構築について		
(1) 管財課の位置づけの見直しについて (意見)		
<p>管財課への移管がなされず、各課等所管のままとなっている普通財産については、利活用計画の対象物件となっている場合を除き、各所管課等と管財課との情報共有が図られず、管財課は当該普通財産についての十分な情報を持っていないため、処分等の方針策定が困難となり、結果的に普通財産が長期にわたり各課等の所管のまま滞留している場合がある。</p> <p>そこで、未利用・低利用の普通財産を出来る限り各課等にとどまらせず、早期に長期的・全庁的な視点に立った利活用を検討する意思決定機関の議論の俎上に乗せる仕組みを構築することが必要であると考えられる。</p> <p>普通財産の管理及び処分に係る情報を網羅的に把握するため、管財課に対して、各課等に対する権限を持たせるとともに、それらを一元的に管理する責任も負わせ、必要な情報を適時に吸い上げる体制を構築することを検討する必要がある。</p>	<p>未利用・低利用資産の有効活用を進めるため、総務部副部長を座長とし、各部局主管課長等で構成する全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」により、県有財産の利活用を進めています。</p>	総務部
(2) 未利用・低利用財産の機会費用の把握・分析と意思決定への組み込み (意見)		
<p>各課等が所管するものもあわせ未利用・低利用の各財産の機会費用を把握し、その影響を客観的に把握・分析する手法を「利活用方針」の意思決定に組み込むことにより、未利用・低利用による機会費用が各財産において明示され、それらの利活用に向けた手続に優先順位をつけ、計画的かつ迅速に利活用に向けた検討が推進される可能性が高まると考えられる。</p>	<p>全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」及び作業部会により、課題を有する財産を抽出し、個別財産の利活用計画を策定することにより、県有財産の有効活用を行っています。</p>	総務部
4. 公有財産の貸付又は使用許可に関する事務手続について		
(1) 貸付に関する意思決定プロセスについて (意見)		
<p>公有財産の貸付が合理的に行われるためには、別途、全庁的な視点をもった部署による総合的な判断が求められるものと考えられる。無償又は減額貸付を行う判断にあたっては、たとえば総務部長への協議を行うべき要件を緩和することなどにより、実質的に無償又は減額貸付の意義があるものか否かを適切に判断するプロセスの強化が望まれる。</p>	<p>公有財産の貸付及び使用料の減免については周知しているところですが、今後も適正なルール適用の周知を図るとともに、県有財産等自己点検の機会を活用して各部局においてチェックを行い、適切な貸付が行われるよう対応していきます。</p>	総務部

23

(2) 自動販売機の設置場所(行政財産)の貸付対象の拡大について		
① 指定管理者や施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機について(意見)		
<p>それぞれの施設ごとに、たとえば次回の指定管理者の選定までに、指定管理者との協定あるいは施設の設置条例上の取扱いについて関係担当部署が協議し、自動販売機の設置が「施設の設置目的」に照らして指定管理業務に含まれるかどうか、指定管理業務に含める場合、指定管理料から適正な自動販売機収入が差引かれているかどうか、あるいは県が自動販売機の設置場所を直接貸付けるかどうかなど、指定管理者制度を導入している施設の自動販売機の設置に関して、その方針等を検討されたい。</p> <p>また、施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機については、「性質上目的外使用の許可であり貸付の対象とできるものであるが、食堂、売店等の経営上の影響等を考慮し、一度に導入することが現実的でないと考えられたため、経過措置として設けられたもの」とのことである。よって、これらについては順次、貸付対象に含めていくことが、県の自主財源の確保の観点から望まれる。</p>	<p>自動販売機の設置について、指定管理者の管理業務に含めるよう統一することとし、設置に伴う収入の一定分について県への納付を受けることにします。</p> <p>これらについて、各施設の次回の指定管理者の更新時から対応することとします。</p> <p>施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機についての対応は、総務部に対する意見5「互助会への行政財産の使用許可について」のとおりです。</p>	総務部
② 都市公園法により設置する自動販売機について(意見)		
<p>県内にある3箇所の都市公園(鈴鹿青少年の森、大仏山公園、熊野灘レクリエーション都市公園)における自動販売機が合計で25台ある。これらについて対象外としている理由は、「都市公園を規制する都市公園法その他関連法令において、入札による設置料の決定が規定されていないためである」との説明を受けた。</p> <p>しかし、地方自治法第238条の4第2項第4号において定められた行政財産の貸付の導入の趣旨からすると、都市公園のみを当該制度の対象外とする合理的理由が見当たらない。また、他自治体に目を向けると、たとえば蒲郡市や東浦町において、都市公園における自動販売機設置の入札制度を既に導入していることが公表されている。</p> <p>よって、これも県の自主財源の確保の観点から、関係担当部署で協議したうえで、入札対象に含めていくことを検討されたい。</p>	<p>指定管理者制度を導入している都市公園における自動販売機の設置については、他の導入施設と同様に、指定管理者の管理業務に含めるよう統一することとし、設置に伴う収入の一定分について県への納付を受けることにします。</p> <p>これらについて、次回の指定管理者の更新時から対応することとします。</p>	総務部
5. 借地上の公有財産(施設)の登記について(結果)		
<p>借地上の公有財産(施設)の登記について、管財課からは「登記を行った方が好ましい」という回答であったが、公有財産の保全という観点からはさらに一歩進めて、賃借権の登記か建物の所有権登記のいずれかの登記を行うべきであると考えます。また、取扱要領等により登記すべき旨をルール化すべきである。</p>	<p>平成25年度の県有財産等自己点検において、各所属における借地上の建物登記の状況を全庁的に調査しました。</p> <p>これらの建物のうち、建物の所有を目的として土地を賃借しているものについては、借地借家法の適用を受け、建物の登記により第三者への対抗要件を備えることができるので、今後順次実施していくこととします。</p>	総務部

6. 境界標柱の設置に関して		
(1) 境界標柱の設置の確認について (結果)		
<p>境界標柱の設置について、公有財産規則第 13 条では、「課等の長又は地域機関の長は、土地を取得したとき、又は土地の境界について変更があったときは、速やかに境界標柱を建設しなければならない」と規定している。</p> <p>包括外部監査を実施するにあたり、公有財産所管部署に対して事前調査を実施し、上記の規定についての遵守状況を確認したところ、多くの部署から「現状は設置の有無を網羅的に把握していない」という回答であった。</p> <p>境界標柱の設置の有無について、網羅的に把握し、設置が必要な県有地については境界標柱を設置する必要がある。</p>	<p>境界標柱の設置の有無については、平成 24 年度上半期に県有財産等自己点検により確認を実施しました。</p> <p>現行の三重県公有財産規則第 13 条では「境界標柱」となっていますが、物理的に境界標柱を建植できない事例も確認できたため、これを「境界標」と改正し、境界標の具体的内容について、設置個所の態様により、金属プレートや金属鋲などを設置することを要領等により規定することとしました。</p>	総務部
(2) 境界標柱に関する規程の制定について (意見)		
<p>県有地の境界を明確にし適正に県有財産を管理するため、県有財産となる土地を取得した場合及び県有地の境界に変更が生じた場合に、境界標柱の設置が必要とされる土地について、その設置を徹底するため、境界標柱の設置に関する規程を制定することを検討する必要がある。</p> <p>現行の公有財産規則第 13 条においては、すべての県有地に境界標柱の設置を義務づけていると解されるが、境界標柱の設置が特に困難もしくは不相当と認められる土地については、所定の手続きを経て境界標柱の設置を省略できる旨を規定することや、境界標柱を設置後に経年変化によりその存在を確認できなくなったまま現在に至っている事例もあることから、境界標柱を設置後も定期的にその存在を確認し、その存在が確認できなかった場合の再設置について規定することも検討する必要がある。</p>	<p>現行の三重県公有財産規則第 13 条では「境界標柱」となっていますが、物理的に境界標柱を建植できない事例も確認できたため、これを「境界標」と改正し、境界標の具体的内容について、設置個所の態様により、金属プレートや金属鋲などを設置することを要領等により規定することとしました。</p>	総務部
I 総務部		
1. 公有財産台帳の登録について		
① 公有財産の異動登録について【結果】		
<p>普通財産であった旧職員公舎(城山)及び旧職員公舎(三田)については、平成 19 年度に建物を取壊し済みであり、旧職員公舎(尾鷲 14 号～20 号)敷地については、平成 23 年度に売却済みであったが、公有財産台帳に減少の異動登録がなされておらず、当該公有財産が公有財産台帳に記載されていた。</p> <p>公有財産台帳の異動登録は、過不足なく行う必要があるため、処分を行った物件につき、上記第 25 条又は第 27 条で決裁を受けた書類と公有財産台帳を照合するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。</p>	<p>公有財産の受け入れ・処分(売却・取り壊し)等に係る異動登録は、既に訂正を行いました。また、所属内での決裁に、台帳登録の確認欄を設ける等のチェック機能強化を既に実施しています。</p>	総務部

<p>② 普通財産の区分について【結果】</p> <p>職員公舎の多くは行政財産に区分されているが、職員公舎（島崎）のみ公有財産台帳上、普通財産に区分されていた。この点については、次のとおりの経緯による。</p> <p>職員住宅は、当初、福利厚生施設的観点から、普通財産として管理していた。平成13年度にこれを見直し、職務執行上一定の場所に居住しなければならない職員に貸与する等、公共性の高い職員公舎として位置付けたことで、行政財産に分類替えを行った際、職員公舎（島崎）のみ、その手続きがもれていた。</p> <p>分類替えをする際には、現存する対象物件がすべて処理されているか、網羅性を確保する必要があるため、職員公舎全件が分類替えされているか、職員公舎のリストと公有財産台帳を照合するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。</p>	<p>当該職員公舎については、財産区分を普通財産から行政財産に訂正済です。</p> <p>なお、その他の職員公舎については、台帳の記載に不備はありません。</p> <p>今後は分類替えの際、財産区分の記載が適正であるよう、職員公舎等に係る関係書類と公有財産台帳を十分に照合し、正確な登録が行われるようにしていきます。</p>	総務部
<p>③ 台帳の登録金額について【結果】</p> <p>平成23年度の工事請負費の執行額と公有財産台帳の登録金額の照合を行ったところ、津庁舎外壁等の改修工事について、差異が生じていた。これについては、平成24年8月1日付けで訂正の公有財産異動報告がなされている。</p> <p>差異の発生は、県庁の組織変更による公有財産の所属換え等により業務が通常よりも繁忙になったことが一因でもあるが、公有財産異動報告書等と台帳との照合プロセスを導入し、各担当者による二重チェックを実施するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。</p>	<p>公有財産台帳への工事費の按分額誤りについては、工事担当者と工事関連情報のやり取りを十分に行う等、相互の連携を強化して関連書類の確認に努め、的確な記載となるよう取り組んでいます。</p>	総務部
<p>④ 財産に関する内訳調書（個表）の記載方法について【意見】</p> <p>公有財産台帳上は、増加と減少の記録はそれぞれ適切に記録されているにもかかわらず、内訳調書において、増加減少が相殺され、すべて空欄で表示されているのは適切ではないため、財産ごとに増加減少のあったことが分かる表記の方法を検討されたい。</p>	<p>財産に関する内訳調書（個表）は、毎年度の決算報告時に「財産に関する内訳調書」を作成するために公有財産システムから出力される作業用の任意資料です。今年度においてシステム改修を伴わない方法も検討してきましたが、そのためには膨大な労力を要することから、様式を変更するにはシステムを改修することが必要との結論に至りました。そのため、将来システム改修を行う際に活用しやすいものとするよう改めて検討します。</p>	総務部

⑤ 伊勢庁舎建設用地の買収に係る台帳登録について

7. 引渡し前に公有財産台帳に登録している点について【意見】

当該土地の公有財産台帳への登録は、所有権移転登記が完了した平成22年度中において、当該時点で未払いである残額を含めた当該土地購入金額総額でなされている。これは、「公有財産台帳記入要領」において、購入に係る異動年月日を以下のように定めていることによる。

「(前略) その所有権の得喪の日(契約上所有権移転の日を規定している場合にはその日とし、特に明記のないものについては実際に引渡しを受けた日(後略))」(「公有財産台帳記入要領」第3 2(12)ア(ア))

しかしながら、当該土地を県が利用可能となる時期は引渡しを受けた時であり、実際に物件移転が完了し引渡しがなされ県として利用が可能になるのは平成23年度の土地引渡し時以降である。

現行の「公有財産台帳記入要領」に則った処理ではあるため、今後においては、購入に係る異動年月日を、所有権移転と引渡しをともに完了した日とするなどの運用改善を検討されたい。

土地購入に係る公有財産台帳への登録については、通常、「公有財産台帳記入要領」に基づいて行っていますが、当該案件は、契約上所有権移転の日を規定しておらず、土地の引渡し(代金完納)の前に、所有権移転登記を行ったうえで県において建物を除却する必要があり、所有権移転登記日をもって、公有財産台帳に登録を行ったものです。

監査人の指摘のとおり、当取扱いは、「公有財産台帳記入要領」に則った処理であるため、現状においても規則上特に問題はないと考えますが、今後、新地方公会計制度導入の際、引渡し(代金完納日)以降の公有財産台帳登録に向けた制度の整備を検討していきます。

総務部

1. 台帳登録金額に移転補償費を加算していない点について【意見】

当該土地の公有財産台帳への登録金額は、土地購入金額(42,435千円)のみであり、補償金総額(73,900千円)のうち営業補償に係る分(1,869千円)を除いた移転補償金額(72,031千円)は加算されていない。

台帳価格として登録すべき金額については、公有財産規則第31条において「購入に係るものは購入価格」との記載があり、「公有財産台帳記入要領」においては特段の記載がないため、現行制度上明らかに誤った取扱いとはいえませんが、当該用地買収において、この移転補償金額は土地取得のために必要な支出であると考えられることから、付随費用として加算することが望ましいため、移転補償費の取扱いについて検討されたい。

土地代金に移転補償費等の付随費用を含めることについては、新地方公会計制度導入を前提としており、資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、今後、新地方公会計制度導入の際、国及び他府県等の動向を踏まえた上で、改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。

総務部

2. 津市御殿場駐車場貸付地（旧県立大学職員公舎敷地）について

① 境界の確定について【意見】

当該土地については、隣地との境界が未確定のため、処分が進んでいない。
平成 16 年に管財課が、隣地所有者に境界確定のための立会を申出ているが、隣地所有者が不在で実現しなかった。管財課としては、登記上の住所に赴く等連絡を取る努力をしているが、立会から 8 年経過した現在でも、隣地所有者と連絡を取ることができず、未だ状況に進展がない。近隣住民への聞き取り、隣地所有者訪問などにより、隣地所有者との連絡を取るよう努力し、境界確定を進められたい。

そのうえで、当該土地は面積も小さく、隣地所有者の土地に挟まれた場所にあり、有効活用するのは難しい土地であるため、隣地所有者への譲渡を想定した処分等を検討されたい。

当該土地については、引き続き近隣住民への聞き取り等により隣地所有者の居所調査を行うとともに、処分に向けた取組を検討します。

総務部

3. 旧津南警察署について

① 土地の有効活用について【意見】

当該土地については、武道場の貸付により、その他の大部分の土地が利用されていない現状にあり、武道場の貸付が当該土地の売却等の妨げになっていると考えられる。

また、更地部分について、貸付により有効活用を検討しているが、貸付が検討されるべき土地は、貸付時にその利用方法がある程度、想定可能な物件を対象にすべきであると考えられる。更地の貸付を行う場合、駐車場等の更地を前提とした利用方法になると想定されるが、本物件については視察を行った限り、近くに集客力のある施設も見当たらず、駐車場等としての利用可能性は乏しい状況にある。

当該施設の土地は、市道に 3 方向で面しており、整形地であるため、市場価値は十分にあると考えられる。平成 24 年分の財産評価基準書に記載の路線価は 47 千円/m²であり、単純に地積を乗じると 191 百万円という財産的価値を有する。このような利用価値のある土地を、放置しておくのは機会損失の観点から望ましくなく、有効活用を図られたい。

また、県では、県有建築物の耐震化計画を定め、防災上重要な建物について耐震化工事を行っている。しかし、当該貸付対象物件の武道場の耐震化工事は行われていない。この点、管財課としては、津市に貸付を行っているため、建物の管理責任は契約上津市にあり、必要であれば津市で行うべきものと考えている。しかし、建物の所有権が県にある以上、県も管理責任を問われる可能性がある。

こういったことを踏まえると、現在津市と締結している契約の見直しを検討する必要があるのではないかと考えられる。

また、津市が平成 28 年度までに新たに体育館を建設し、武道場は体育館に機能を移す計画もあるとのことなので、武道場の代替施設を用意でき次第、一体での土地売却等有効活用を検討されたい。

当該土地については、平成 25 年度において、一体での売却あるいは、貸付部分を切り離して、その他の部分を先行して売却するか等の検討を行ってきました。今後は、現在津市と締結している武道場部分の貸付契約期間終了後に円滑な売却ができるよう準備を進めていきます。

総務部

4. 旧職員公舎（大谷町）について

① 有効活用について【意見】

当該施設については、「みえ県有財産利活用方針」に記載されているような、隣地と一体での売却にこだわるのではなく、まずは有効活用することを検討すべきである。隣接者との調停が不調に終わった段階で、話し合いによる解決が見込めなくなっており、何らかのアクションを取る必要があったのではないかと考えている。
したがって、今後は建物の取壊しを行ったうえでの、土地の有効活用についても検討されたい。

当該土地については、建物の解体も含め利活用の方針を検討し、有効活用を行っていきます。

総務部

5. 互助会への行政財産の使用許可について

① 行政財産の使用料免除について【意見】

庁舎に自販機、売店を設置することで職員が得られる福利厚生については、県が直接外部の第三者に行政財産の使用許可を行う場合と、互助会に行政財産の使用許可を行い互助会が第三者に対して貸付を行う場合では、契約の主体が変わるのみで、福利厚生の受益者たる職員が受ける便益は変わることなく、地方公務員法第42条の目的は達成されるものと考えられる。
県からの直接的な公費支出を廃止していることや、県税収入の減少等により逼迫している県の財政状況を鑑みれば、現行の互助会への行政財産の使用料免除について見直しを検討する必要がある。

食堂をはじめ、売店、自動販売機については、福利厚生施設又はその附帯施設として、地方公務員法第42条により雇用主の責務として県が実施する必要があります。
食堂、売店等福利厚生施設については、本庁舎においてはある程度収益が見込めるものの、地域の庁舎については利用者が限られ、収益が見込めず、通常の条件では業者の退去が予想されるため、互助会に本庁舎を含めた全庁舎の福利厚生施設等の運営を一体的に担わせることで、各福利厚生施設の弾力的な運営が可能となっています。今後も互助会に運営を行わせることで、雇用主として、福利厚生施設の安定的・継続的な運営が果たせるものと考えています。
なお、互助会の福利厚生施設運営にかかる収支状況によっては、県への還元も検討していきます。

総務部

4 平成25年度包括外部監査結果について

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

(2) 選定されたテーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

【選定された理由】

三重県では、過去、伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。平成24年8月には、中央防災会議の作業部会より南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の可能性が高まっている旨が発表され、また、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

県はこのような自然災害に備えるため、県民の命を守ることを最優先として緊急かつ重点的に取り組むべく「命を守る緊急減災プロジェクト」を立ち上げ、平成24年度においては事業費として130億円の予算を割り当てている。

自然災害に関する県民の関心が急速に高まっているなか、防災・減災等事業の事務の執行が関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかについて検証し、あわせてこれらの事務の執行の有効性、効率性、経済性について外部監査を実施する意義は大きいと考える。

このような理由により、特定の事件として選定するものである。

(3) 監査対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 25 年度予算額も参考とする。)

2 監査の結果

【結果】が 5 件、【意見】が 36 件、合計 41 件の指摘を受けました。

※ 【結果】とは、法令・規則等についての指摘事項。

※ 【意見】とは、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項。

3 包括外部監査結果の対応スケジュール

	平成 25 年度監査について	(参考) 平成 24 年度監査について
監査テーマ	○防災・減災等事業に関する事務の執行について	○公有財産の管理に関する事務の執行について
平成 26 年 1 月	○1 月 30 日 議会、知事、監査委員、教育委員会へ監査結果報告書を提出 ○監査委員は、包括外部監査の結果報告を公報へ登載	
平成 26 年 三重県議会定例会 2 月定例会 月会議	○関係部局が、各常任委員会で平成 25 年度包括外部監査の結果及びその対応方針を報告 ・包括外部監査結果総括 防災 ・部局別監査結果 防災、健福、農林、県土、教育	○関係部局が、各常任委員会で平成 24 年度包括外部監査報告に対する対応結果を報告 ・包括外部監査結果総括 総務 ・部局別監査結果 防災、総務、健福、環境、地連、農林、雇経、県土、教育、警察
平成 26 年 4 月～	○関係部局が、対応方針に基づき措置を実施	○関係部局の対応結果を総務部が取りまとめ、監査委員へ報告（公報へ登載）
平成 27 年 三重県議会定例会 2 月定例会 月会議	○関係部局が、各常任委員会で平成 25 年度包括外部監査の結果報告に対する対応結果を報告	
平成 27 年 4 月～	○関係部局の対応結果を総務部が取りまとめ、監査委員へ報告（公報へ登載）	

●地方自治法の規定

- ※ 1 包括外部監査結果の報告（252 条の 37 第 5 項）
包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、長及び監査委員に提出しなければならない。
- ※ 2 包括外部監査結果の公表（252 条の 38 第 3 項）
監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない。
- ※ 3 包括外部監査結果対応の公表（252 条の 38 第 6 項）
当該監査の結果報告の提出を受けた長は、講じた措置について、監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成25年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

防災・減災等事業に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 田 中 智 司

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災等事業に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

三重県（以下「県」）では、過去、伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。平成24年8月には、中央防災会議の作業部会より南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の可能性が高まっている旨が発表され、また、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

県はこのような自然災害に備えるため、県民の命を守ることを最優先として緊急かつ重点的に取り組むべく「命を守る緊急減災プロジェクト」を立ち上げ、平成24年度においては事業費として130億円の予算を割当てている。

自然災害に関する県民の関心が急速に高まっているなか、防災・減災等事業の事務の執行が関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかについて検証し、あわせてこれらの事務の執行の有効性、効率性、経済性について外部監査を実施する意義は大きいと考える。

このような理由により、特定の事件として選定するものである。

4. 外部監査の対象部署

防災・減災等事業の所管部局

5. 外部監査の対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成25年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成25年5月31日 至：平成26年1月30日

7. 外部監査の方法

（1）監査の主な要点

- ① 防災・減災等事業に関する事務の執行の合规性
- ② 防災・減災等事業に関する事務の有効性・効率性・経済性

（2）主な監査手続

関連書類一式の閲覧、関連規則等との照合、担当部署へのヒアリング、必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士6名、弁護士1名

第2 防災・減災等事業に関する概要

防災・減災等事業の考え方、防災・減災対策の推進について、「命を守る緊急減災プロジェクト」、及び「三重県地域防災計画」等の内容について、概要を記載している。

第3 外部監査の結果

監査結果（総括的意見及び部局別の監査結果）のうち、合規性等についての指摘事項（結果）は5件、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項（意見）は36件であった。以下では、主な監査結果の概要を記載しているが、ここに記載していない監査結果については、「包括外部監査の結果報告書」本体を参照されたい。

I 総括的意見

総括的意見は、全庁的な問題として、「命を守る緊急減災プロジェクト」をはじめとする防災・減災対策の推進に関する総括的な事務を行う防災対策部において、県としての取扱いを検討し、各部局に対して周知徹底すべきものであると考えている。

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定について（意見）

「命を守る緊急減災プロジェクト」は、東日本大震災や紀伊半島大水害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かす、及び総合的な災害対応力を強化していくという解決すべき課題に対して、「三重県緊急地震対策行動計画」等の計画に基づく取組を確実に進めていくこと、県全体の災害対応力を高めていくことをプロジェクトの目標とし、当該目標を達成するために設定した5つの実践取組の実現に資する58の事務事業から成り立っている。このうち、半数以上が平成23年度以前からの継続事業であったが、5つの実践取組に合致するのであれば、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として位置づけられるとの説明を受けた。

たしかに、従来からの継続事業であっても、緊急解決すべき課題に対応するため、引き続き実施することが望ましい場合もある。しかし、継続事業が5つの実践取組に合致していることを理由に、新たに解決すべき課題が発生しているにもかかわらず、構成事業が見直されないことが懸念される。

平成25年度において、石油コンビナート等防災アセスメントがコンビナート防災対策推進事業として「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として加えられたように、今後も新たに解決すべき課題が発生した際には、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の追加及び見直しについての検討を継続することが必要と考える。

2. 「命を守る緊急減災プロジェクト」と三重県地域防災計画等の関連について

（意見）

各種防災関連報告書の根幹をなすのは「三重県地域防災計画」（以下「県防災計画」）

と考えられ、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県防災会議が作成している。

県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」の関連については、県防災計画は、国の防災基本計画等をもとに、実施すべき対策の方針を明示したものであり、整備基準や水準を設けるものではないことから、県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」は直接的な関係にあるものではないとの説明を受けた。

しかし、県は、「三重県緊急地震対策行動計画」等の各種計画を策定しており、これらの計画に基づく取組を確実に進めていくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」のプロジェクト目標として掲げられている。

県防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて作成された災害対策の基本であり、この基本を具現化していくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」の遂行につながるものと思われる。そのため、県防災計画を推進するための各種計画（三重県新地震・津波対策行動計画等）の実施に当たっては、「命を守る緊急減災プロジェクト」との関連を明確にすることが望ましいと考える。

3. 災害時における燃料確保の方策について（意見）

災害が発生した場合には様々な業務に必要となる燃料を確保することが課題となる。しかし、東日本大震災では、広範囲の地域で燃料の主要な供給拠点が被災したことに加えて、輸送手段も被害を受けたことにより、燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した。

県は、災害時に必要な石油類燃料の調達については、三重県石油商業組合と石油類燃料の供給に関する協定書を締結しており、民間ガソリンスタンドの流通在庫で燃料を確保することとしている。この前提の下で、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として、災害時において使用する非常用発電機等の資機材等の整備が進められている。しかし、東日本大震災のような燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した場合に、整備した資機材等が災害時に活用できない可能性も否定できない。

そのため、災害が発生した場合に、県として最低限確保しておかなければならない石油類燃料がどの程度必要か全庁的に情報を把握するとともに、これらの燃料をどのように調達するか、調達が困難と想定されるのであれば、どの程度の備蓄が必要であるかを調査することが必要であると考え。そして、石油類燃料は、危険物として消防法等の規制を受けることを考慮しつつ、災害時における応急対策を確実に実施するためにも、燃料確保の方策の検討が望まれる。

II 部局別の監査結果

部局別の監査結果は、全体的に見ると類似の意見等が含まれている場合もあるが、各部局の理解と認識を深めるために記載している。ここでは部局ごとの監査結果を共通的な監査結果と部局ごとの監査結果に区分して記載している。

(共通的な監査結果)

1. 災害時における燃料の確保等に関すること

(1) 大規模災害時における防災ヘリコプターの燃料確保について (意見)

<所管部局：防災対策部>

防災ヘリコプターの燃料補給は、通常、津市伊勢湾ヘリポートで行っているが、津市伊勢湾ヘリポートが使用不可能となった場合、近隣の空港への飛行、あるいは大量のドラム燃料を陸路で搬送することにより行われるとのことである。

しかし、近隣の空港への飛行あるいは大量のドラム燃料の搬送には時間がかかるとのことであり、人命救助、被害状況調査及び救援物資輸送が一時的に中断されることになるため、防災ヘリコプターの燃料補給が速やかに行うことが可能な方法についての検討が望まれる。

(2) 三重県広域防災拠点における発電機の備蓄について (意見)

<所管部局：防災対策部>

広域防災拠点の各施設において、避難所用の備蓄物資として発電機が備蓄されているが、そのほとんどがガソリンを燃料として稼働させるものである。

しかし、東日本大震災の発生時のように、燃料供給元である油槽所の被災、輸送のためのタンクローリーの被害等による燃料供給の滞り、さらに給油設備の損傷や停電等によるガソリンスタンドの稼働停止などにより、ガソリンの供給に支障が生じた場合、各広域防災拠点施設が備蓄しているガソリンを燃料とする発電機を稼働させられない事態が生じる可能性がある。

このような事態を防止するため、各広域防災拠点施設でガソリンを備蓄する、あるいは、東日本大震災においても問題なく使用できたLPガスを燃料とする発電機の備蓄を拡充する等の検討が望まれる。

(3) 道路啓開対策事業における道路啓開基地の備蓄資材について (意見)

<所管部局：県土整備部>

県では熊野灘沿岸を通る道路の付近に、道路啓開に使用する資材を備蓄しておく道路啓開基地の整備を進めている。また、開設した道路啓開基地に何を備蓄すべきかについて検討が進められている。この備蓄資材候補の中に、発動発電機があり、これはガソリンを燃料に発電するモデルである。しかし、このガソリン発電機の場合、燃料のガソリンについて以下のような問題点が指摘されている。

- i. ガソリンは長期間保管すると成分の劣化が生じ、始動がスムーズにいかないことがある。
- ii. ガソリンは常温でも気化するため、保管が難しい。

iii. 災害時はガソリンの調達が困難となることが多い。

東日本大震災においては、震災直後から被災地でガソリン不足が発生した。このような燃料面での問題を解消するのがガス発電機である。ガス発電機は、家庭用ガスボンベやプロパンガスを燃料とするため、燃料の入手はガソリンと比べ容易であり、成分の劣化もなく長期保管が可能である。ただし、ガス発電機はガソリン発電機と比べて低出力のものが多く、製品の種類が少ないためガソリン発電機と比較して製品価格が高いといった問題もある。

このように、双方にメリットとデメリットがあるため、どちらが優れているとは一概には言い難いものの、災害時の用途に応じて両者を組み合わせて備蓄するなどの検討が望まれる。

(4) 学校防災機能強化事業における非常用発電機に使用するガソリンの備蓄について (意見)

<所管部局：教育委員会事務局>

県は学校防災機能強化事業の1つとして、非常用発電機及び携行缶を県立学校に配備し、燃料については各校により調達されている。ガソリンをはじめとした燃料の備蓄状況に関しては、県としては各校において安全に配慮して備蓄するよう指導しているものの、どのように管理されているか具体的に調査及び把握をしていない。

ガソリンは非常用発電機の使用に必要なものであるが、取扱いに十分に配慮しないと火災を発生させる危険性が非常に高く、ちょっとした不注意が思わぬ事故につながるおそれがある。したがって、まずは各校がガソリンをどのように備蓄、管理しているかを県として調査、把握する必要があるとともに、一定数量を超えて備蓄する場合には、消防署長への届出が必要など、消防法等関連法規を遵守して適切に備蓄、管理するように指導する必要があると考える。

2. 防災拠点等における資機材等の整備に関すること

(1) 三重県広域防災拠点施設の管理運営について

<所管部局：防災対策部>

① 資機材等備蓄状況のリストと現物の不一致について (結果)

三重県広域防災拠点施設のうち、中勢拠点及び伊勢志摩拠点のそれぞれにおいて、資機材等備蓄状況のリストと現物を5品目について突合した結果、中勢拠点で2品目が不一致であった。

2品目とも消防学校での訓練に使用しているとの説明を受けたが、広域防災拠点の資機材は、被害想定に基づく必要数を備蓄していることを鑑みれば、その所在は明確にしておく必要があると考える。したがって、訓練等で使用する場合には、その旨を明示しておくべきである。

② 備蓄資機材の明示について（意見）

三重県広域防災拠点施設のうち、中勢拠点では「中勢拠点 資機材保管リスト」、伊勢志摩拠点では「資機材在庫表」でレイアウトを明確にしているものの、棚に収納されている資機材の品目が表示されていないものがあった。

災害時においては、平常時は中勢拠点の業務に関わっていない者が当該作業に従事することも想定されるため、このような者でも迅速かつ的確に搬出作業が行えるように、備蓄資機材の品目を記載した棚札を取付けることが望ましい。

（2）災害医療体制強化推進事業について

<所管部局：健康福祉部>

① 資機材の管理規定の整備と定期的な実地棚卸の実施について（結果）

県の広域搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」）としては、三重大学の運動場と伊勢市の宮川ラブリバー公園が位置づけられており、それぞれに必要な資機材が保管されている。これらは県の所有物であり、県の管理下にある。

しかし、現状、これらの管理方法に関する規程が整備されておらず、定期的な実地棚卸が行われていない。これらの資機材については防災訓練等で使用されることもあり、また消毒液や保存水など使用期限がある物品もある。したがって、資機材の管理に関する規程を定め、それに従って定期的に実地棚卸を実施し、あるべき数量が、いつでも使用可能な状態で適切に保管されていることを確認すべきである。

② 資機材の保管方法について（意見）

三重大学に保管されている資機材の保管場所のうち、グラウンドの傍の物置については、保管されている資機材の量に対して物置の大きさが小さく、物置の中は資機材が積みあがっている状況である。実際に現地を視察したところ、物置の奥の方の物品については、数人がかりで手前の資機材を一旦外に運び出さないと確認できない状況であった。災害時の混乱している状況下で、必要な資機材を速やかに利用するためには、十分な広さの保管場所を確保することが望ましい。

③ SCUの設置場所について（意見）

三重大学は伊勢湾の海沿いにあり、その中でもグラウンドは伊勢湾に面した海拔1～2m程度の場所で、その傍にSCUの資機材保管用のメインの物置が設置されている。これでは、東日本大震災のような大災害が起き、津波がきた場合には、SCUとしての機能が果たせなくなる可能性があり、また必要な資機材も流されてしまい使用不能となるおそれがある。

SCUの設置場所については平成19年3月の国の中央防災会議幹事会で策定された「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」にて指定されており、県だけの判断によりSCUの設置場所を変更することはできない。しかし、東日本大震災のような津波被害が発生してしまった現状としては、津波による被害も想定して、代替地を確保することが必要と考える。

(3) 学校防災機能強化事業における備蓄品在庫の管理状況について（意見）

＜所管部局：教育委員会事務局＞

県は、孤立想定地区に所在する県立学校に水・食料の備蓄や衛星携帯電話の整備等を行い、平成24年度に当該学校の全ての整備が完了した。これらの備蓄品については、県として整備した物品の一覧は把握しているものの、その後の在庫管理面での活動は特段行われておらず、各学校の管理に一任している状況である。

孤立想定地区に所在する学校は、災害時の防災拠点としての重要な役割が期待されるものの、仮に備蓄品の管理が不十分だったために物品が紛失しているとなると、本来果すべき学校防災の機能が満たされない。したがって、整備した備蓄品に対して、県として一定の在庫管理体制、すなわち棚卸活動マニュアル、県としての備蓄品状況の定期的なモニタリング等の実施体制を整備することが求められる。

なお、視察した三重県立鳥羽高等学校においては、備蓄品を空き教室に保管しているが、当該教室の鍵の管理が備蓄品の管理責任者管轄の下で保管されている点や、備蓄品の保管を当該教室内の2か所に分けた際に、各ロケーションにどの備蓄品が置かれているかを紙面で明示している点など、自らの判断のもと、良好な管理を行っていた。こういった各学校の良好な管理方法を、県が他の学校にも展開するような活動を行うことが、より望ましいと考えられる。

(部局ごとの監査結果)

1. 防災対策部

(1) 地域減災対策推進事業における実地検査の統一ルールの設定について（意見）

防災対策部では、補助金交付に関する事務の執行に関して、実績報告等の提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、可能な限り実地検査も実施している。しかし、実地検査の対象事業については、各地域防災事務所の判断により選定されており、また、検査項目については、一部の事務所で作成した様式を参考として検査を実施しているのが現状とのことである。

実地検査は補助事業の履行が適切かを確認する上で最も有効な手段であるが、重要な検査項目が漏れる可能性がある等、有効かつ効率的に実施されているとまでは言い難い。防災対策部として統一の実地検査のルールを設定し、当該ルールに基づき、各事務所で実施させることが必要と考える。

(2) 津市伊勢湾ヘリポートの液状化及び耐震強化への対応について（意見）

「三重県広域防災拠点基本構想」において、道路啓開完了までの被災地の救援物資分配による支援は空輸を中心とする旨が述べられており、発災時に防災ヘリコプターが出動できるかが課題と考えられる。

しかし、「三重県防災ヘリコプター等の運航基地にかかる現況基礎評価」の報告書によれば、防災ヘリコプター等が離発着する伊勢湾ヘリポートにおいては、少なくとも震度5弱の強震動が発生すると、液状化の危険が高いとのことであり、防災ヘリコプターが出動できない可能性も否定できない。

津市伊勢湾ヘリポートは、土地は津市、防災ヘリコプターの格納庫は運航委託先の民間会社が所有しているため、県は、当面は液状化及び格納庫の耐震強化への対応の協議、さらには、移転を含めた将来の対応について検討が望まれる。

(3) 石油コンビナート等防災について（意見）

国土交通省関東地方整備局が平成21年3月に取りまとめた「臨海部の地震被災影響検討委員会報告書」において、首都圏直下地震を想定した東京湾における石油コンビナート等の火災等の二次災害について、「民有港湾施設や海岸保全施設は、建設から40年以上経過し施設の老朽化が進行している。また、多くの護岸は耐震化が行われていないと想定される。そのため、大規模な地震により護岸等が被災し、その影響で背後に立地している石油タンク等が損傷して海上への油流出やそれによる火災等の二次災害が発生した場合には、生命・財産や国民生活に大きな被害を及ぼす」という懸念を報告している。

県内でコンビナートが形成されている四日市臨海地区、尾鷲地区ともに、埋立造成、整備から約50年が経過している。そして、護岸の耐震化は完了しているとは言えないと考えられることから、この報告書にある甚大な被害が想定されないか懸念される。

県は、現行の高圧ガス保安法及び消防法の規定を遵守していることを前提に、液状化、側方流動とも発生可能性はあるが、側方流動に伴う高圧ガス貯槽や危険物タンク等への影響はほとんどないと考えている。

しかし、消防庁から通知されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針」において地盤の液状化、側方流動等に関する定量的な評価方法等は明示されておらず、護岸の耐震化の必要性についての検討を所管部局や防災機関等へ、より一層促す必要があるのではないかと考える。また、津波被害については、関係法令上、高圧ガス設備や屋外タンクについては、津波の波力を想定した構造計算を行うことを求めておらず、消防庁や経済産業省の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」においても、現行の高圧ガス保安法及び消防法の規定に基づいた対策を講じている

ものの、「仮に、コンビナート港湾を襲うと想定される津波浸水深が概ね 5～7m以上となった場合、タンクの滑動を防止する有効な方策は現時点では存在しないため、当該地区を含む広域的な津波防災対策の検討の一環として検討すべき課題」とされている。

現在、危険物タンクについては、消防庁は「津波被害シミュレーションツール」を提供されているが、高圧ガス貯槽については、経済産業省で津波の影響に係る評価方法の検討が行われているところである。

したがって、今後想定される東海・東南海・南海地震に対し、人命確保や社会的機能の維持が急務となっているところであり、これら震災をはじめとして、低頻度ではあるが大規模な被害を伴う災害事象にも適切に対処することができるよう、石油コンビナート防災の見直しが急務であると考えます。

2. 健康福祉部

(1) 医療施設耐震化整備事業における契約方法等のモニタリングについて (結果)

当該事業は補助事業であり、災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行い、適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とするものである。補助事業者が補助金を受けるには、適時に県に申請や報告を行わなければならない。また、県は適時に申請や報告を受けた上で、完成時には完成検査を実施している。

ここで、医療施設補助金交付要領には補助金の交付の条件として、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」との定めがある。

① A病院について

提出された事業計画書には、契約方法について一般競争入札とされており、実際に一般競争入札にて施工業者を選定している。しかし、県の作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に、「指名競争入札(4社)」と記載されていた。完成検査を実施し、その結果を適切に記録・保存することは、適切な補助金の支出に関する事務の執行において重要であるため、正確に記録すべきである。

② B病院について

B病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。上述のとおり、補助金を受けるには「一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」と定められていることから、B病院は県の契約手続の取扱いに準拠する必要がある。

三重県会計規則運用方針では、県における契約方法はできる限り一般競争入札

によることとし、指名競争入札を採用する場合には明確な理由が必要である。

ここで、今回のB病院に対する補助金について、県が作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に「10社による指名競争入札。指名競争入札にした理由は、スケジュール的に厳しいため（過去にも一般入札にしたケースなし）」と記載されていた。

しかし、三重県会計規則運用方針に照らすと、単にスケジュール的に厳しいことや過去に一般競争入札にしていなかったことは、指名競争入札とする明確な理由としては不十分であると考えられる。今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。

③ C病院について

C病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。また、県の作成する完成検査資料では、「関係市町のA及びBランク事業者の中で指名競争入札を実施」と記載されていた。

C病院における請負工事等指名委員会の資料によると、指名競争入札とした理由について、「工事内容から判断するとC病院管内の建築業者でも施工が可能と判断し、厳しい過疎地における建築管内業者の育成という事も含め管内4業者を指名し競争入札とすることを決定する。」と記載されていた。

しかし、管内の業者の育成の重要性は理解できるが、これは一般競争入札とした上で必要な参加資格を設定するなどによっても実現可能であり、三重県会計規則運用方針に照らすと、指名競争入札を採用する明確な理由とはならないと考えられる。また、三重県会計規則では「指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として五人以上指名しなければならない」とされているが、C病院については4業者しか指名されていない。競争性を確保するためには、入札参加者を必要以上に限定することは避けるべきである。

B病院についての記載と同様であるが、今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。

(2) 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業における目標設定について(意見)

障がい関係施設については、「入所施設における耐震化率」を数値目標としており、これは平成25年度の障がい者施設耐震化等整備事業により完了する見込みである。一方、障がい関係施設のうち通所系施設を主に対象とした本事業については、本事業単独での耐震化についての数値目標が設定されていない。これは、通所系施設は、新規事業所が年々開設され増加しており、本事業以外の要因により耐震化率

などの数値が左右される要素が大きいこと、通所系施設は事業者が家主から施設を賃借して運営しているケースがあり、事業者の判断のみで耐震整備や耐震診断を実施できないケースがあることなどに起因している。

本事業における平成24年度中の実績として、耐震診断は1件実施されたものの、耐震化が未実施の通所系施設90棟（平成24年4月1日時点）において耐震化整備の実績はない。これでは「命を守る緊急減災プロジェクト」の事業として、障がい者福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するという事業の目的を達成するには不十分であると言わざるを得ない。

入所施設に限らず、災害時要援護者である障がい者が利用する施設全体での耐震化を事業化している点は評価でき、本事業の実施や耐震化率といった数値目標の設定が難しい点は理解できる。しかし、事業者への働きかけなど当該事業の目的を達成するための何らかの方策や、本事業の成果や活動を表す目標の設定の検討は必要であると考える。

(3) 家庭的養護体制充実支援事業における耐震診断業務の有効性や経済性の検討について（意見）

児童福祉補助金交付要領によると、児童福祉関係施設を設置する社会福祉法人等（以下「補助事業者」）は、補助金の交付を申請するにあたり、耐震診断事業調書や面積表、耐震診断に要する予定金額がわかる見積書等を県に提出しなければならないとされている。

補助対象面積あたりの補助対象事業費を比較してみると、補助事業者AとBの間では約4.6倍の差がある。つまり、補助事業者AはBの約4.6倍の単価で耐震診断を実施し、その結果、上限いっぱいまで補助金を支出していることになる。当該事業については、補助金支出に際して有効性や経済性の観点からの検討が十分になされておらず、いかなる理由でこのような単価の差が生じているのかが明らかでない。

耐震診断を実施するには専門的な知識や技術が必要であり、対象建物の面積だけではなく建物の構造や立地等によっても費用は異なると考えられるため、単純に面積あたりの費用のみで耐震診断の有効性や経済性を判断することはできない。しかし、今回のように面積あたりの単価に大きな差がある場合などについては、その要因を分析し、単価が高いものについては施工業者の選定や耐震診断業務内容などにおいて経済性が確保されているか、逆に単価が低いものについては必要な業務が適切に実施され有効性が確保されているかといった点について、検討することが望ましい。

3. 農林水産部

(1) 海岸保全施設整備事業における整備計画について（意見）

県には農地海岸堤防が100地区・1,051箇所あるものの、その背後について全て

農地として使用し、また人家が存在するわけではない。そのため、県は「命を守る緊急減災プロジェクト」として、背後に農地や人家がある箇所のうち、平成 18 年度から平成 20 年度に行われた調査結果、日常的な維持管理及び台帳をもとにして緊急性を考慮し、市町との協議を踏まえ、継続事業 2 地区と新たに要望のあった 1 地区の合計 3 地区の堤防の補強工事を実施している。

また、東日本大震災をうけ、大規模地震や津波、激化する異常気象の発生に備えた防災対策の充実・強化を図るため、平成 23 年度から新たに現状調査を 1 次点検と 2 次点検に分けて実施している。平成 23 年度において、1 次点検は完了しているが、2 次点検は現在進行中であり、調査結果によっては、より整備が優先されるべき地区がでてくることも想定される。

今後、どの海岸保全施設を優先的に整備していくべきかについて適切に判断できるように、早急に農地海岸堤防の現状調査を進める必要がある。そして、大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていくことが望まれる。

(2) ふるさと農道緊急整備事業における工事打合簿について (結 果)

工事打合簿とは、「三重県公共工事共通仕様書」に定められている書類であり、受注者と県の監督員との間での協議内容等を記載するものである。

度会北部地区県営ふるさと農道第 17 工区道路工事について、工事打合簿の作成状況を確認したところ、変更契約を取交わした内容に関する工事打合簿が確認できないものがあり、変更契約に係る内容がどの時点で現場代理人と監督員で確認されたのかが不明なものが見受けられた。

契約変更に係る内容については重要であり、工事打合簿を作成して、契約変更の締結に至る経緯をより明確にしておく必要がある。

(3) 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について (意 見)

度会郡大紀町錦字福羅地内の工事は 3 箇所に分かれている。そのうち 1 箇所について、避難路として使用しているが、斜面对策が施されていない箇所があった。緊急プロジェクトの趣旨を鑑み、地震により斜面の土砂崩れが発生し避難路の入口がふさがれてしまうことが想定されることから、今後も市町と連携、協議しながら、土地の所有者及び近隣住民の理解を得て、早急に斜面对策を進めていくことが望まれる。

(4) 漁港海岸事業における整備計画について (意 見)

県が管理している 11 地区の漁港海岸については、維持管理マニュアルに従い、点検を行っており、そのうち、老朽化等の状況が確認された海岸保全施設において、

緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われている。

市町が管理している 58 地区の漁港海岸については、それぞれの市町において、海岸保全施設の状況が確認され、地元の実情等も含め緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われているとのことである。県としては、市町の方針をもとに、市町の要望を踏まえて、補助を行う地区の選定を行っている状況であり、県として市町管理の漁港海岸について、老朽化等の状況をすべて把握しているわけではない。

現在、東日本大震災を受け、国は、防災対策の充実・強化を図るため、南海トラフ巨大地震対策等の検討を行っている。また、県でも、新たな地震被害想定調査を実施するなど、今後の防災・減災対策での効果的な活用を図るため、調査検討を進めている。今後、国の検討結果や県の地震被害想定調査結果に基づいて、県内の漁港海岸についても整備の方針が再検討されることが見込まれる。そのため、新たな防災減災対策に基づき、各管理者が堤防の状況を把握し、その結果について県と市町が情報共有や協力するなど、早期に効果が発現できる施設を優先的に選定できるような体制を強化することが望まれる。

(5) 県営緊急津波対策海岸保全事業における指名競争入札について（意見）

阿曾浦漁港県営緊急津波対策海岸保全事業陸開実施設計業務委託は、指名競争入札により契約を締結している。県では指名競争入札を実施する場合、指名について必要な事項を規定するものとして、「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」を定めている。

指名競争入札において、どの業者を指名するかについては、競争入札審査会によって決定され、競争入札審査会では、指名業者の選定根拠として「三重県建設工事公表要領」に規定している「指名理由調書（審査会での審査内容を記載したもの）」に準じて委託業務についても指名理由調書を作成している。

当該委託契約に係る指名競争入札は、競争入札審査会で決定していることを確認したが、当該要綱で考慮すべきとされている業者の手持ち工事の状況について、指名理由調書において考慮したことが記載されていなかった。今後は、最終的にどのような過程で指名しているかについて、指名理由調書に適正に記載するよう努められたい。

4. 県土整備部

(1) 緊急輸送道路整備事業について

① 緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震化について（意見）

県では緊急輸送道路に架かる橋梁448橋について、耐震対策として落橋防止と倒壊防止のための単柱橋脚の補強を優先して進めており、平成25年3月末時点で落橋防止対策については438橋（97.8%）の対策を完了している。このため、激

しい揺れによって落橋する可能性はかなり低くなっている。

震災時に大きく損傷した橋梁は、昭和55年より前に建設された橋梁に集中していたことも判明しており橋梁448橋のうち、この条件に該当し橋脚の耐震化が必要な橋梁は、平成25年3月末時点で86橋存在している。

県では、耐震補強の対象となる86橋のうち、5橋については平成25年10月末時点で橋脚補強まで完了している。残る81橋のうち、5橋については架け替えを決定し、25橋については橋脚補強の事業に着手している。残りの51橋が事業に未着手の状態であり、橋脚の損傷により橋梁が利用不能となるおそれがある。ただし、この25橋と51橋については、すべてで落橋防止対策が実施済みであるため、激しい揺れによって落橋し、長期間利用不能となる可能性はかなり低くなっている。

緊急輸送道路は災害時の拠点施設を連絡する道路であり、円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資等の輸送等の観点から重要な道路である。現在優先的に進めている落橋防止と単柱橋脚の補強についてできるだけ早い完了を目指されたい。そのうえで、緊急輸送道路の更なる耐震性向上を図るため、事業未着手となっている51橋についても早急に橋脚補強を推し進めることが望まれる。

② 緊急輸送道路に面する倒壊のおそれがある建築物の把握について(意見)

緊急輸送道路等沿道の建築物については、大規模な地震が発生した場合、当該建築物の倒壊によって道路の通行を妨げ、住民の円滑な避難や緊急車両の通行を困難とするおそれがあるため、その耐震化は特に重要である。そのため、改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」)では、「以下の3つに掲げる建築物のうち、現行の耐震関係規定に適合しない建築物である特定建築物の所有者は、耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならない」と規定している。

- i. 多数の者が利用する建築物で、一定規模以上のもの
- ii. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- iii. 地震発生時に通行を確保すべき道路として「都道府県耐震改修促進計画」に記載された道路に接する建築物のうち、一定規模以上のもの

県では、地震発生時に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の調査を実施するとともに、これらの建築物の所有者等に耐震化の重要性について周知を図っている。

iii. に該当する建築物を確認するためには職員による現地調査が必要であるが、現地調査については専任の担当者が置かれていないため、各建設事務所の職員が担当する業務の合間を縫って現地確認をしている状況である。そのため、

iii. に該当する建築物の特定作業は一部の建設事務所にとどまっており、現地調査を早急に進めることが望まれる。

また、耐震改修促進法は、特定建築物の所有者に対して耐震化の努力を規定するのにとどまり、所有者に対して耐震化の義務までは規定していない。そのため、耐震化を進めるには地道な努力が必要とされるが、その重要性に鑑み、特定建築物の所有者への耐震化の重要性についての周知活動をより活発に実施することが望まれる。

(2) 緊急河川改修事業における河川の堆積土砂の撤去について(意見)

河川の堆積土砂の撤去について、具体的な計画を作成しているのかどうかを質問したところ、「平成25年度において、撤去箇所の優先度レベルや実施方法の区分をもとに選定した、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所等を関係市町と共有する仕組みを3建設事務所で試行している。この試行状況を検証したうえで、平成26年度から全建設事務所において実施する。」との回答を得た。

河川の堆積土砂の撤去については、集中豪雨や台風の到来等によって県民の関心は高くなっており、計画的な土砂撤去が重要な課題となっているので、検証結果をふまえ市町と情報共有しながら計画的に土砂撤去を進めることが望まれる。

(3) 河川施設緊急地震・津波対策事業について

① 河川堤防の開口部の対策について(意見)

河川堤防のうち、特に津波浸水地域と重なるため減災に重要な役割を果たす河口部付近の河川堤防について、損傷箇所の特定のための調査を実施した結果、183箇所の損傷箇所が特定された。このうち、開口部の角落とし(人の出入りのために設けられた堤防の開口部において、両側に縦溝があり、水の流入を防止するために開口部を閉鎖する際には、角材等を溝にはめ込む構造となっているもの)の不備が松阪市を流れる愛宕川では6箇所、熊野市を流れる里川で1箇所確認されている。

角落としては、開口部から津波や高潮が堤内へ流入することを防ぐ重要な役割を持つため、その対策は早急に実施することが望まれる。

② 水門の耐震化について(意見)

河口部の水門は、高潮防御の機能をもつ重要な河川構造物で、大型の施設については一旦被災すると機能回復が困難な施設である。高潮時は上流部への逆流を防止するために全閉している。樋門は、水路や他の川の合流地点に設置され、洪水が発生したとき、本川から逆流し支川などが氾濫しないようにする重要な施設である。

ここで、水門等の河川構造物の耐震について考える上で必要な情報として、地震動がある。地震動とは地震によって発生する揺れのことであり、構造物の耐震設計上、想定する地震動をレベル1とレベル2の二段階に区分している。レベル1地震動（以下「L1地震動」）とは、その構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。次にレベル2地震動（以下「L2地震動」）とは、その構造物が受けるであろう現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動をいう。L1地震動は、比較的発生頻度の高い地震であり、L2地震動は、たとえば、阪神淡路大震災や東日本大震災が該当するといわれている。

国土交通省は東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方の新指針として「レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」を公表している。県ではこの点検マニュアルに従い、河口部付近にある大型の水門・樋門についてL2地震動に対しての耐震性能の照査や耐震対策の設計を実施している。

県における水門等の河川構造物のうち、防災上特に重要な役割を果す河口部付近にある大型の水門・樋門のうち、1施設はL2地震動に対応済みであるが、残りの18施設はL1地震動には耐え得るものの、阪神淡路大震災や東日本大震災のようなL2地震動に耐え得る構造にはなっていない。東日本大震災では、激しい揺れにより河口部の水門・樋門が破損し、その後の開閉が困難になった事例があった。水門・樋門が機能しないことで、河川流域の県民が高潮や洪水の被害に遭う危険性が増すことになるため、L2地震動への耐震対応を急ぐことが望まれる。

（4）海岸保全施設緊急地震・津波対策事業における堤防基礎地盤の改良について

（意見）

伊勢湾沿岸の堤防については、平成15年に防災対策部が公表した、南海トラフ地震が発生した場合の津波高と比較した場合、すべての堤防の高さが津波高を上回っている。しかし、伊勢湾沿岸の堤防は伊勢湾台風後に整備されたもので、築後約50年が経過し老朽化が進んでいる。そこで、東日本大震災の発生を契機に、県では南海トラフ地震への対策として、平成23年度までに海岸堤防の老朽化調査を実施した。その結果、堤防内に空洞が確認された箇所や堤防コンクリートに多くのひび割れが確認された箇所など、緊急的に対策が必要な200箇所について、平成24年度から補強対策工事を実施している。

しかし、東日本大震災では広範囲にわたり地盤の液状化が確認され、河川堤防ではあるものの、液状化現象の発生と堤防の自重によって3m近くも地盤が沈下した地域があった。このように、強い地震によって堤防基礎地盤に液状化が発生すれば、海岸堤防の自重によって地盤沈下を起し海岸堤防が沈んでしまう可能性がある。補強対策工事によって頑丈で粘り強い海岸堤防になれば、津波が堤防を越流したと

しても直ちに全壊しないために津波高の低減効果が期待できるものの、地盤沈下によって堤防高が下がればその分だけ津波高の低減効果を弱めてしまうこととなる。

このため、県では補強対策工事とは別に海岸堤防の耐震対策として、桑名市の長島地区海岸や志摩市の南張地区海岸において、鋼矢板工や地盤改良工による堤防基礎地盤の液状化対策を実施している。強い地震が発生した場合でも、堤防高を維持して津波被害を少しでも軽減できるように、一部の海岸において実施されている堤防基礎地盤の液状化対策についてもさらなる対策が望まれる。

5. 教育委員会事務局

(1) 学校防災機能強化事業に対する普及啓発活動と市町の動向把握について(意見)

当該事業の負担金、補助及び交付金(以下「補助金等」)について、当初予算額が370,000千円、最終予算額が148,238千円、決算額が124,904千円であり、当初予算額に対する減少が大きい状況となっている。

補助金等については、主として市町が実施する小中学校の非常用発電機や投光器等の防災機器の整備等を支援するために使用されている。これらは大規模災害発生時の児童生徒の安全確保の観点から重要な対策と考えられ、県としても同様に重要な対策として進めてきた。

しかし、実際には当該対策に関する市町からの要望が少なかったため、県が想定していたよりも実行割合が低下してしまった。このため次の点について検討されたい。まず、市町に対して当該事業の重要性についてより効果的な普及啓発活動を検討すべきであったと考えられる。次に、市町の動向(予算状況や防災に対する対策状況)を早くから把握しておくべきであったと考えられる。

当該事業は平成24年度からの新規事業であり、県の予算成立時期が市町と同時期であることから、県としても市町の動向を正確に把握することが困難であったと考えられる。しかし、不要部分を事前にある程度把握し事業規模を縮小していれば、県において他の事業が実施できたかもしれない。このため、市町の意味や予算の見通しをより早期にかつ可能な限り正確に把握することが必要であったといえる。

(2) 学校施設の耐震化推進事業について

① プロジェクト予算の算出方法について(意見)

学校施設の耐震化推進事業は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の1つである。通常、事業予算については需用費、役務費など、その支出の性格別に区分した単位である節別単位まで算出しているが、今回のプロジェクトについては節別単位での予算額を算出していない部分があった。

「命を守る緊急減災プロジェクト」のように、これが大規模プロジェクトすなわち重要な事業であるという位置づけを考えれば、説明責任という観点から、事

業予算と同レベル、すなわち節別での予算算出を予め行うことが望ましいと考えられる。

② 校舎等耐震化に関する予算金額算出方法について（意見）

耐震化に関する各工事の予算金額の算出は、平成 20、21 年度の耐震・改修工事に関する実績単価を使用している。一方で平成 24 年度の耐震化工事に関する予算額と決算額は大きく乖離した結果となっており、次の 2 点の問題があるといえる。

第 1 に、まず使用しているデータが平成 20、21 年度と古い点である。昨今の自然災害の発生や技術の変化等から、同じ耐震化であっても数年前と現在とでは所要額が異なってくる可能性がある。使用するデータは古いものでなく最新の年度のもの、もしくは最新の年度分を含めた平均値を使用するのが妥当なものと考えられる。

第 2 に、予算に使用している単価（50,000 円/㎡）と平成 20、21 年度の実績単価が乖離している点（実績単価は 31,963 円/㎡）である。これは、担当部局で 50,000 円/㎡の単価がそのまま引き継がれてきたためといえる。使用する情報を引き継ぐ際には、その信頼性を部局内で確認する体制が必要であるといえる。

以上から、予算の算出に際しては、利用可能な最新の実績単価を使用するなど、適切な見積単価を使用することに留意すべきといえる。

5 地方職員共済組合の宿泊施設「榊原保養所 神湯館」の売却について

1 施設の運営状況について

共済組合の宿泊施設「榊原保養所 神湯館」は、県が職員の福利厚生施設として設置した保養所で、建物の所有は県、土地の所有は共済組合となっています。

近年、大変厳しい経営状況が続き、経営改善を図るため、宿泊施設経営のノウハウを有する（株）馬淵商事（東京都中央区日本橋）に、平成24年6月1日から平成26年5月31日まで経営委託を行ったところ、下表のとおり単年度の実質的な赤字は大幅に軽減されましたが、今後宿泊客数の大きな伸びは期待できない状況にあります。

(単位：千円)

年度	宿泊 人数	収入		支出			単年度の 収支状況	手元資金 の状況
		営業 収入等	施設使 用料*	営業 支出等	公租 公課	修繕費		
H22	9,003	120,009	0	154,656	4,300	3,760	▲42,707	62,838
H23	7,558	102,187	0	141,204	4,300	499	▲43,816	19,022
H24	8,041	14,667	833	14,955	4,300	1,110	▲4,865	14,157
H25 (見込み)	8,500	0	3,500	157	3,900	1,100	▲1,657	12,500

*馬淵商事から徴収する施設使用料

平成24年6月1日～平成25年5月31日 年額100万円

平成25年6月1日～平成26年5月31日 年額400万円

(24年度) 100万円の10ヶ月分に相当する額

$1,000 \text{千円} \times 10 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} = 833 \text{千円}$

(25年度) 100万円の2ヶ月分と400万円の10ヶ月分の合計に相当する額

$1,000 \text{千円} \times 2 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} + 4,000 \text{千円} \times 10 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} = 3,500 \text{千円}$

2 今後の施設運営上の課題について

施設を維持管理の観点からみると、昭和61年4月の新築オープンから28年が経過し、施設・設備が老朽化していることから、今後数年以内に共済組合の負担となる多額の改修費用（約1億2千万円）が必要となりますが、それに見合う施設使用料の徴収は期待できないため、大幅な資金不足になることは避けられない状況になっています。

3 対応方針について

これまで神湯館の経営にあたっては、共済組合が独立採算による経営に努力してまいりましたが、今後の厳しい運営状況を踏まえ、共済組合として施設の運営をこのまま継続することは困難であると判断し、施設の廃止・売却を進めることとします。

具体的には、馬淵商事との契約を平成27年3月31日まで10ヶ月間延長し、その間に所定の手続きにより売却し、一定の移行期間を経て、平成27年3月31日をもって新たな所有者に引き渡す予定にしています。

6 審議会等の審議状況について

(平成25年11月22日～平成26年2月16日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成25年12月18日	平成26年1月22日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか5名	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか4名
4 諮問事項	移行認可申請に係る諮問 (答申4件) ・ (一財) 神武参剣道場 ・ (一社) 亀山剣道協会 ・ (一社) 大山田農林業公社 ・ (一社) 熊野青年会議所	公益認定申請に係る諮問 (答申1件) ・ (公財) ささえあいのまち創造基金 変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・ (公財) 鈴鹿市文化振興事業団
5 調査審議結果	・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。	・ 公益認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 変更認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考		次回開催日：平成26年3月26日

注) (公社)：公益社団法人、(公財)：公益財団法人、(一社)：一般社団法人、(一財)：一般財団法人

